

令和 6年 6月 26日

静岡県産業廃棄物収集運搬業の許可証期限について

お客様各位

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

今回、現在弊社の静岡県産業廃棄物収集運搬業許可証につきまして、今年度6月26日で許可期限を迎えることになっておりますが、許可更新手続き中の為、新しい許可証が届くまでは申請書の写しを掲載させていただく形となりました。

なお、この件についてご不明点がございましたら下記までご連絡ください。

管理課 永瀬 優一

TEL：0467-77-1847

今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

(第1面)

原本の写し

産業廃棄物収集運搬業許可申請書

令和 6年 申月 10日

静岡県知事 様

申請者

住 所 神奈川県綾瀬市吉岡709番地


氏 名 株式会社タズミ

代表取締役 田墨 幸一郎

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0467-77-1847

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

<p>事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)</p>	<p>事業の区分：収集運搬（積替え及び保管行為を除く）</p> <p>産業廃棄物の種類：燃え殻、汚泥（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじん等を除く）、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む） (以上14品目)</p>
<p>事務所及び事業場の所在地</p>	<p>事務所 神奈川県綾瀬市吉岡709番地 電話番号 0467-77-1847</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業計画の概要書の通り
<p>事業の用に供する施設の種類及び数量</p>	<p>事業計画の概要書の通り</p>
<p>積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ</p>	<p>該当なし</p> <div data-bbox="1212 1612 1460 1859" style="text-align: right;">  </div>
<p>※事務処理欄</p>	



原本の写し

様式第七号の二（第十条の二関係）

第02201023601号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 神奈川県綾瀬市吉岡709番地

氏 名 株式会社 タズミ
代表取締役 田墨 幸一郎



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

静岡県知事

川勝 平太



許可の年月日 平成29年 6月27日

許可の有効年月日 平成36年 6月26日

1. 事業の範囲

事業の区分 収集運搬（積替え及び保管行為を除く）

産業廃棄物の種類 廃プラスチック類（石綿含有廃棄物を含む。）、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有廃棄物を含む。）、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ
以上 14品目

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当しない

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成24年 6月27日 新規許可
平成29年 6月27日 更新許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。